

難病医療費助成 / 患者自己負担限度額比較表 (特定疾患現行・新制度案・障害者)

JPA事務局作成

特定疾患治療研究事業 (現行)				新医療費助成制度案 (報告書)			参考: 障害者 / 自立支援医療 (更生医療一般 / 重度かつ継続)			
負担上限に達しない場合の負担率		3割		2割			1割			
所得階層	年収 (概算、目安) * 第34回難病対策委員会資料より	月額限度額 カッコ内は生計中心者が患者本人の場合の負担限度額		所得階層	年収 (概算、目安)	自己負担限度額	所得区分	自己負担限度額		
		入院	入院外							
	生活保護受給者		0	0	区分1 / 生活保護受給者	0	生活保護受給者	0		
A	生計中心者の市町村民税が非課税	年収156万円以下	0	0	区分2 / 低所得1	市町村民税非課税世帯で本人年収80万円以下	2500円 / 月	低所得1	2500円 / 月 * 障害福祉サービスは負担なし	
					区分3 / 低所得2	市町村民税非課税世帯で本人年収80万 ~ 160万円	5000円 / 月	低所得2	5000円 / 月 * 障害福祉サービスは負担なし	
B	生計中心者の前年所得税が非課税	年収156 ~ 163万円	4500 (2250)	2250 (1120)	区分4 / 一般	市町村民税 (世帯) 課税 ~ 約7.1万円 (年収約160万円 ~ 約370万円)	10000円 / 月 高額かつ長期は5000円 / 月	市町村民税所得割年額33000円未満	医療保険の高額療養費限度額まで負担	
C	生計中心者の前年所得税が1円 ~ 5000円	年収163 ~ 183万円	6900 (3450)	3450 (1720)					重度かつ継続は5000円 / 月	
D	生計中心者の前年所得税が5001円 ~ 15000円	年収183 ~ 220万円	8500 (4250)	4250 (2120)				市町村民税所得割年額33000円 ~ 235000円未満	20000円 / 月 高額かつ長期は10000円 / 月	医療保険の高額療養費限度額まで負担
E	生計中心者の前年所得税が15001円 ~ 40000円	年収220 ~ 303万円	11000 (5500)	5500 (2750)						重度かつ継続は10000円 / 月
F	生計中心者の前年所得税が40001円 ~ 70000円	年収303 ~ 402万円	18700 (9350)	9350 (4670)	区分5 / 一般	市町村民税 (世帯) 約7.1万以上、約25.1万円未満 (年収約370万円 ~ 約810万円)	20000円 / 月 高額かつ長期は10000円 / 月	市町村民税所得割年額235000円以上 (年収約800万円)	対象外	
G	生計中心者の前年所得税が70001円以上	年収402万円以上	23100 (11550)	11550 (5770)	区分6 / 上位所得	市町村民税 (世帯) 約25.1万円以上 (年収810万円以上)	30000円 / 月 高額かつ長期は20000円 / 月		重度かつ継続は20000円 / 月	
重症患者の負担		所得にかかわらず 負担なし		所得にかかわらず 1000円 / 月						
<p>所得の把握の単位は生計中心者。さらに生計中心者が本人の場合には半額 対象患者が2人以上いる場合、2人目以降の患者負担は10分の1 入院・外来を区別。また複数受診の場合は医療機関ごとに負担上限まで負担 入院時の食費は全額公費負担 (患者負担なし) 小児慢性特定疾患治療研究事業の自己負担額は、生計中心者本人以外の金額の半額 (10円単位切り捨て)</p>				<p>区分は市町村民税。収入ベースは目安。所得の把握の単位は「医療保険上の世帯」 入院・外来の区別なし。対象患者が複数いる場合には負担額を按分する (上限額は同額) 受診した複数の医療機関等の自己負担をすべて合算し、自己負担限度額を適用する 入院時の食費負担は1食260円 経過措置で既認定者は3年間は130円 症状の程度が一定以下であっても対象とする「高額な医療を継続して必要とする者」の考え方は、月ごとの医療費負担が24600円 3割負担で月の医療費総額が33330円 (自己負担10000円) を超える月が年間3月以上ある場合 症状の程度が一定以上であって「高額な医療が長期的に継続する者」とは、2割負担で月ごとの医療費 (総医療費) が50000円 (自己負担10000円) を超える月が年間6回以上となる者」のこと 超重症患者 (人工呼吸器など持続的に常時、生命維持装置を装着しており、日常生活が著しく制限される者) は、負担の更なる軽減措置を講じる 所得にかかわらず月1000円の負担 小児慢性特定疾患治療研究事業は、この半額。食費負担も半額 (1食130円)</p>						